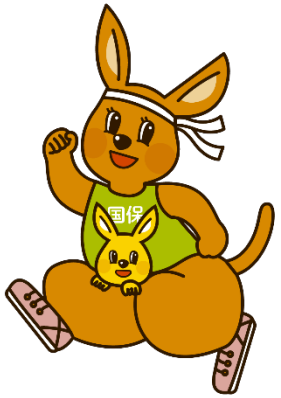
障がい福祉サービス費等請求に係る
エラーコード対応マニュアル
【★警告（エラー移行対象）版】



大阪府国民健康保険団体連合会　2026．9

◆目次

１　令和9年1月審査から「エラー」へ移行する警告（★警告）について
２　本マニュアルの用語等について
３　★警告（エラー移行対象）一覧（上位）
４　★警告（エラー移行対象）対応マニュアル
５　事業所台帳（サービス）の確認方法
６　請求関係資料の参照方法

1　令和９年１月審査から「エラー」へ移行する警告（★警告）について

障害福祉サービス費等の請求において、令和8年度報酬改定に伴う請求・審査内容の見直しにより、令和8年6月サービス提供分から11月サービス提供分までの審査で「★警告（エラー移行対象）」を付与し、この「★警告（エラー移行対象）」については、令和9年1月審査から国保連合会の一次審査にて返戻となります。

つきましては、令和9年1月審査までに警告内容の整備を実施いただくために、請求結果に「★警告（エラー移行対象）」が付与された場合、次月以降、該当の警告等が発生しないよう請求を行ってください。なお、「★警告（エラー移行対象）」については、令和8年12月審査までは市町村等での二次審査の対象となっており、二次審査において返戻となる可能性が高いため、必ず確認をお願いします。

「★警告（エラー移行対象）」が発生している事業所に対しては、「★警告（エラー移行対象）」のみを一覧にした「一次審査処理結果票」を電子請求受付システムの「お知らせ」に送付しております。

「★警告（エラー移行対象）」以外の警告・エラーに関しては、本会独自システム「Oh!Shien」をご確認ください。

※　警告とは、一次審査で機械的に判断がつかないもので、市町村等における二次審査で請求可否の判断となるものを指します。

このマニュアルでは、障害福祉サービス費等の請求で出力している「★警告（エラー移行対象）」のうち、特に件数の多いものの内容の説明と対応方法を取りまとめましたので、ご活用ください。

注）　警告の内容を確認するためには、本会が独自に開発したシステムである「Oh!Shien」を使用しない限り閲覧することができないため、「Oh!Shien」を導入し確認をお願いします。確認後、請求が誤っていた場合、「Oh!Shien」を使用している事業所のみ請求の差し替えができますので、必要に応じて作業をお願いします。
「Oh!Shien」の詳細及び差し替えについては、以下をご覧ください。

【 大阪府国保連合会HPトップページ ＞ 障がい福祉事業所等の皆様 ＞ 請求・支払関係 ＞ 電子請求関連 ＞ (2) 事業所向けインターネット情報公開支援サービス（Oh!Shien）について 】
https://www.osakakokuhoren.jp/index_sj/seikyu_shiharai/densiseikyu/

【差し替え期間について】10日（受付締切）の翌営業日の15時30分頃（※）から3営業日目の16時までとなります。
※　公開時間については、月によって前後する場合があります。

例1）10日（月）が請求締切日の場合、11日（火）15時30分頃に一次審査結果公開～13日（木）16時が差し替え期間
例2）10日（土）が請求締切日の場合、12日（月）15時30分頃に一次審査結果公開～14日（水）16時が差し替え期間

目次へ

2　本マニュアルの用語等について

〇略語

請求明細書・・・・・・・・・・・・・・・「介護給付費・訓練等給付費等明細書」等
上限額管理結果票・・・・・・・・・「利用者負担上限額管理結果票」
実績記録票・・・・・・・・・・・・・・「サービス提供実績記録票」
計画相談請求書・・・・・・・・・・・「計画相談支援給付費請求書／計画相談支援給付費請求明細書」等

〇関係機関

市町村・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・「受給者台帳」に関する情報を作成し、国保連合会のシステムに登録しています。
指定機関（府・各市町村・広域）・・・「事業所台帳」に関する情報を作成し、国保連合会のシステムに登録しています。

〇用語の説明

受給者台帳・・・・・・・・・・・国保連合会のシステムで管理されている障害福祉サービス等「利用者」に関する支給決定等の情報
事業所台帳・・・・・・・・・・・国保連合会のシステムで管理されている障害福祉サービス等「サービス事業所」に関する体制等の情報
過誤（取下げ）・・・・・・・・・既に支払いを受けた請求を取り下げることを過誤（取下げ）と言います。
※　なお、修正した請求情報を再度請求を行う場合、過誤（取下げ）を行わなければ重複（支払確定済）エラーとなり、請求を行うことはできません。

〇その他

「エラーコード」や「参考NO.」をクリックすると該当ページを表示します。

目次へ

3　★警告(エラー移行対象)一覧(上位)

令和８年８月審査で発生した ★警告（エラー移行対象）のうち、特に件数の多いものの一覧です。
（エラーコードをクリックすると該当ページを表示します。 ）

コード順	エラー内容		マニュアルへのリンク
	コード	メッセージ	
1	ER68	★受付：基本報酬が算定されていないため、家族支援加算は算定できません	・★-NO.1
2	PK96	★受付：障害児施設台帳の「訪問支援員特別加算の有無」が「無し」のため、訪問支援員特別加算は算定できません	・★-NO.2
3	PX09	★受付：実績記録票の「算定時間数」が設定されている場合、「開始時間」の設定が必要です	・★-NO.3
	PX10	★受付：実績記録票の「算定時間数」が設定されている場合、「終了時間」の設定が必要です	

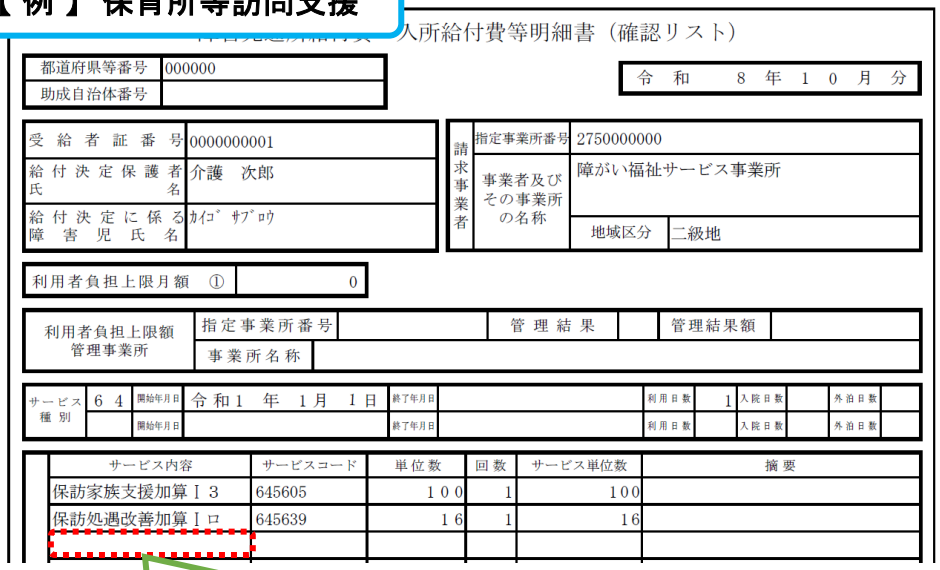
目次へ

4　★警告（エラー移行対象）対応マニュアル

当該警告は令和９年１月審査から一次審査にて返戻予定です。

★-NO	エラーコード	エラーメッセージ
1	ER68	★受付：基本報酬が算定されていないため、家族支援加算は算定できません

【 例 】 保育所等訪問支援



入所給付費等明細書（確認リスト）

都道府県等番号	000000
助成自治体番号	

令　和　8 年 10 月 分

受給者証番号	0000000001
給付決定保護者氏名	介護　次郎
給付決定に係る障害児氏名	ｶｲｺﾞ ｻﾌﾞﾛｳ

請求事業者	指定事業所番号	2750000000
	事業者及びその事業所の名称	障がい福祉サービス事業所
	地域区分	二級地

利用者負担上限月額 ①	0

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号		管理結果		管理結果額
	事業所名称				

サービス種別	64	開始年月日	令和1 年 1月 1日	終了年月日		利用日数	1	入院日数		外泊日数		
		開始年月日		終了年月日		利用日数		入院日数		外泊日数		

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
保訪家族支援加算Ⅰ3	645605	100	1	100	
保訪処遇改善加算Ⅰロ	645639	16	1	16	

家族支援加算は基本報酬を算定する必要がある

【家族支援加算】

家族支援加算Ⅰイ（家族支援加算Ⅰ1）
家族支援加算Ⅰロ（家族支援加算Ⅰ2）
家族支援加算Ⅰハ（家族支援加算Ⅰ3）
家族支援加算Ⅰニ（家族支援加算Ⅰ4）
家族支援加算Ⅱイ（家族支援加算Ⅱ1）
家族支援加算Ⅱロ（家族支援加算Ⅱ2）

【原因】
・サービス提供年月が令和8年6月以降で、家族支援加算を算定しているが、家族支援加算の対象となる基本報酬が算定されていないため。

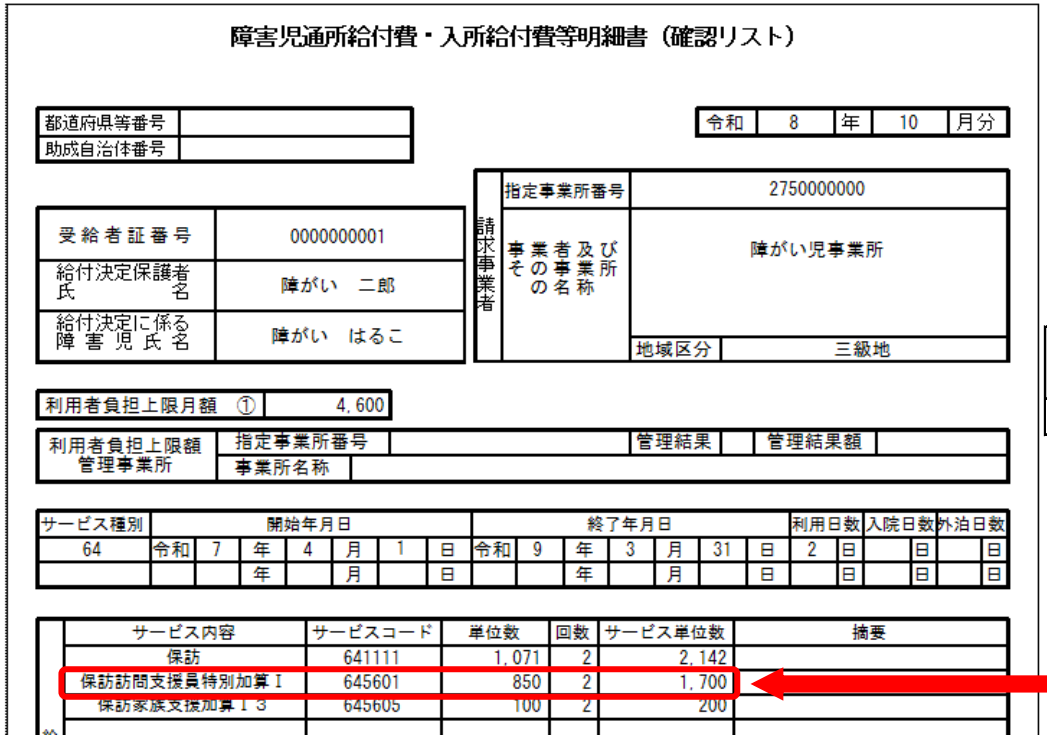
【対処方法】
・家族支援加算を算定する場合は、当該月に基本報酬が算定されているか確認してください。

※対象となるサービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援です。
※家族支援加算は、当該障害児に対して指定通所支援を提供しない月には算定できません。

★警告一覧へ

当該警告は令和9年1月審査から一次審査にて返戻予定です。

★-NO	エラーコード	エラーメッセージ
2	PK96	★受付：障害児施設台帳の「訪問支援員特別加算の有無」が「無し」のため、訪問支援員特別加算は算定できません



障害児通所給付費・入所給付費等明細書（確認リスト）

都道府県等番号	
助成自治体番号	

令和	8	年	10	月分

受給者証番号	0000000001
給付決定保護者氏名	障がい　二郎
給付決定に係る障害児氏名	障がい　はるこ

請求事業者	指定事業所番号	2750000000
	事業者及びその事業所の名称	障がい児事業所
	地域区分	三級地

利用者負担上限月額 ①	4,600

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号		管理結果		管理結果額	
	事業所名称					

サービス種別	開始年月日								終了年月日								利用日数		入院日数		外泊日数	
64	令和	7	年	4	月	1	日		令和	9	年	3	月	31	日		2	日		日		日
			年		月		日				年		月		日			日		日		日

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
保訪	641111	1,071	2	2,142	
保訪訪問支援員特別加算Ⅰ	645601	850	2	1,700	
保訪家族支援加算Ⅰ３	645605	100	2	200	

障害児施設台帳（サービス）

事業所番号	サービス種類コード	訪問支援員特別加算の有無
2750000000	64	1：無し

確認！！

【原因】
・請求明細書で訪問支援員特別加算のサービスコードを算定しているが、障害児施設台帳の「訪問支援員特別加算の有無」が「1:無し」であるため。

【対処方法】
・当該加算について、指定機関に届出を提出されているか確認してください。
・請求内容が正しい場合、指定機関にお問い合わせください。

※障害児施設台帳については、電子請求受付システム「事業所情報参照」機能でご確認ください。
　使用方法については、【5　事業所台帳（サービス）の確認方法】をご参照ください。

★警告一覧へ

当該警告は令和９年１月審査から一次審査にて返戻予定です。

★-NO	エラーコード	エラーメッセージ
3	PX09	★受付：実績記録票の「算定時間数」が設定されている場合、「開始時間」の設定が必要です
	PX10	★受付：実績記録票の「算定時間数」が設定されている場合、「終了時間」の設定が必要です



【原因】
・例①）実績記録票の「算定時間数」が設定されているが、「開始時間」及び「終了時間」が設定されていないため。
・例②）サービス提供の状況に「欠席」が設定されている場合に、「算定時間数」を設定しているため。

【対処方法】
・例①）サービス提供日で間違いない場合、「開始時間」及び「終了時間」を設定して請求してください。
・例②）サービス提供の状況に「欠席」と設定する場合は 、「算定時間数」を設定しない、または「0」を設定し請求してください。

★警告一覧へ

5　事業所台帳(サービス)の確認方法

電子請求受付システム ＞ ユーザ情報 ＞ 事業所情報参照



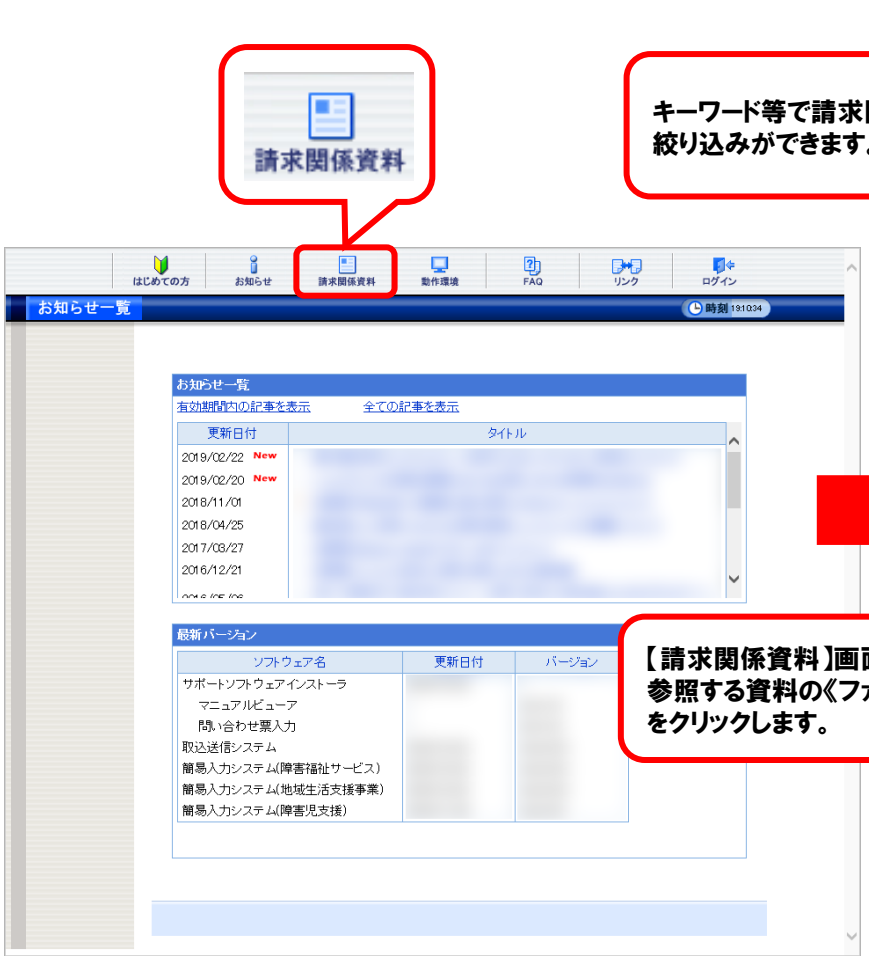
国保連合会に登録された内容が確認できます。



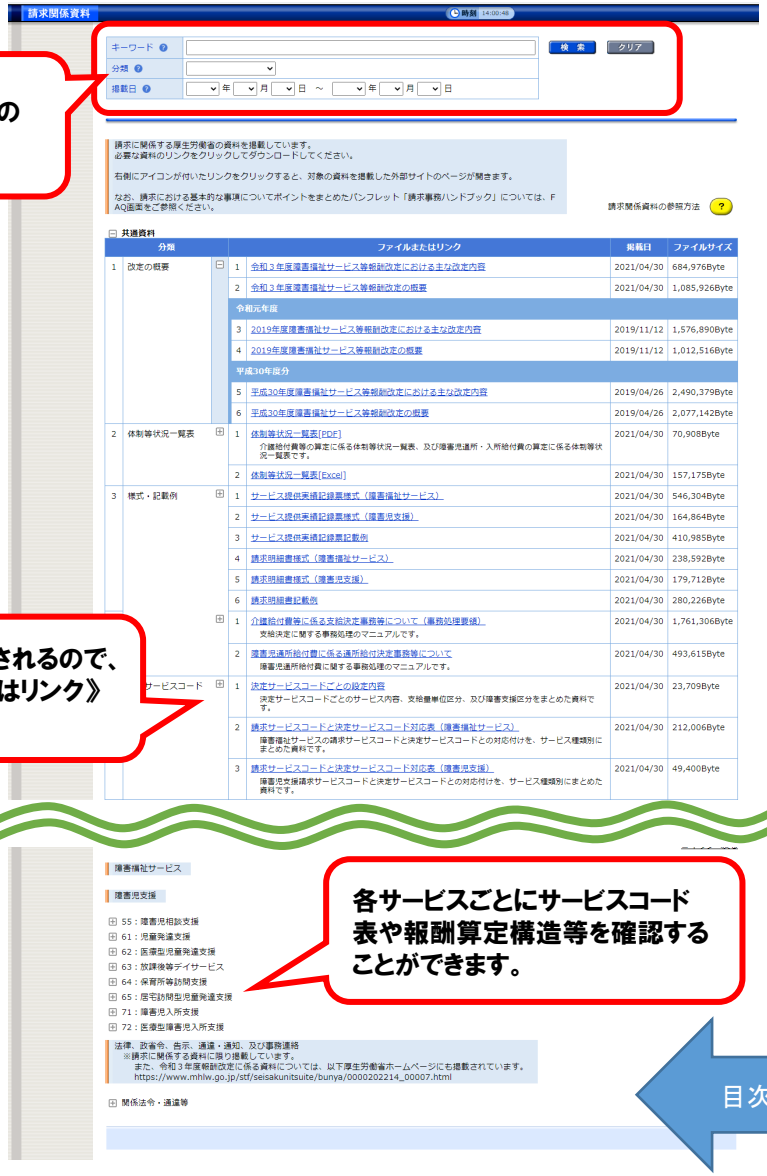
目次へ

6　請求関係資料の参照方法

電子請求受付システムトップメニュー【請求関係資料】画面より、請求事務に必要となる厚生労働省の請求関係資料や関係法令・通達等を参照することができますので、ご活用ください。



キーワード等で請求関係資料の絞り込みができます。



【請求関係資料】画面が表示されるので、参照する資料の《ファイルまたはリンク》をクリックします。

各サービスごとにサービスコード表や報酬算定構造等を確認することができます。

目次へ